



様式第1号（第6条関係）

池田町普通財産売却処分一般競争入札公告

池田町公告第29号

下記町有財産の売却処分について、次のとおり一般競争入札を行うので、池田町普通財産処分事務取扱要綱第6条の規定に基づき公告する。

令和2年9月15日

池田町長 杉本博文



1. 一般競争入札に付する売払物件

物件番号	所在地番	地目	地積 (㎡)	最低売却価格 (円)	概要
1	池田11-3-17	宅地	456.68	3,569,104	位置図

備考： 上下水道引き込み無し

2. 参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、個人及び法人とする。ただし、次の各号に掲げる者は入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項第2号から同項第6号までの規定に該当する者
- (2) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の構成員等
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがされている者
- (4) 市・町税を滞納している者
- (5) その他町長が不相当と認めた者

3. 入札参加申込書の受付

入札参加希望者は次の書類を提出すること。

- (1) 入札参加申込書（様式第2号）
- (2) 住民票（法人の場合は登記事項証明書の定款）
- (3) 本籍地の市町村長が発行する身分証明書（法人の場合は登記簿謄本）
- (4) 納税証明書（市・町税）

受付期間 令和2年9月16日（水）～令和2年10月15日（木）（閉庁日は除く）

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

受付場所 池田町役場総務財政課

4. 現場説明 なし

5. 入札日時 令和2年10月20日(火) 午前9時～

6. 代金の納入方法

契約締結の日から60日以内に、町が発行する納入通知書により契約代金を納付

7. 契約の条件

売買契約締結後、3年以内に住宅又は住宅に付属する建物を建てなければならない。

売買契約締結後、5年間は転売できない。

8. その他 町有地売却一般競争入札要領による